

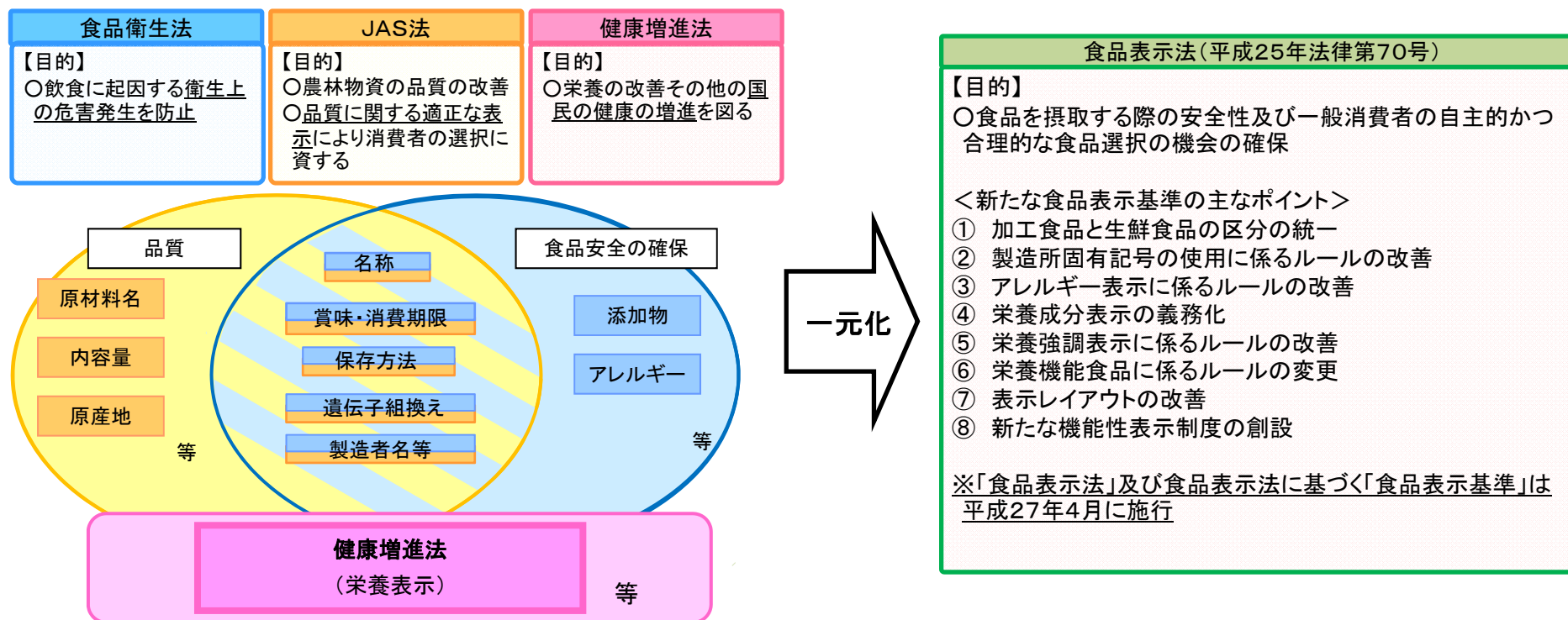
食品表示に係る検討状況

平成28年6月29日

消費者庁食品表示企画課

食品表示の一元化について

- 食品の表示について一般的なルールを定めている法律には、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の三法があったが、目的の異なる三法それぞれに表示のルールが定められていたため、制度が複雑で分かりにくいものであった。
- 食品の表示に関する規定を統合して包括的かつ一元的な食品表示制度とするため、食品表示法(平成25年法律第70号)を創設し、平成27年4月に施行。
- 具体的な表示ルールは食品表示法に基づく食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に規定。



食品表示法(平成25年法律第70号)の概要

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

(現行、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定

消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示

消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与

効果的・効率的な法執行

目的

消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

【本法】

- ・食品を摂取する際の安全性
- ・一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

【旧3法】

- ・食品衛生法…衛生上の危害発生防止
- ・JAS法…品質に関する適正な表示
- ・健康増進法…国民の健康の増進

○ 基本理念 (3条)

- ・食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の自立の支援を基本
- ・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

食品表示基準

(4条)

- 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を策定
 - ① 名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
 - ② 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
- 食品表示基準の策定・変更
～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議/消費者委員会の意見聴取

食品表示基準の遵守

(5条)

- 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

指示等

(6条・7条)

- 内閣総理大臣(食品全般)、農林水産大臣(酒類以外の食品)、財務大臣(酒類)
～食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示
- 内閣総理大臣～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- 内閣総理大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
- 指示・命令時には、その旨を公表

立入検査等

(8条～10条)

- 違反調査のため必要がある場合
～立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

内閣総理大臣等に対する申出等

(11条・12条)

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき～内閣総理大臣等に申出可
⇒内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置
- 著しく事実に相違する表示行為・おそれへの差止請求権
(適格消費者団体～特定商取引法、景品表示法と同様の規定)

権限の委任

(15条)

- 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
- 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任(政令)

罰則

(17条～23条)

- 食品表示基準違反(安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等について罰則を規定

附則

- 施行期日～平成27年4月1日
- 施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

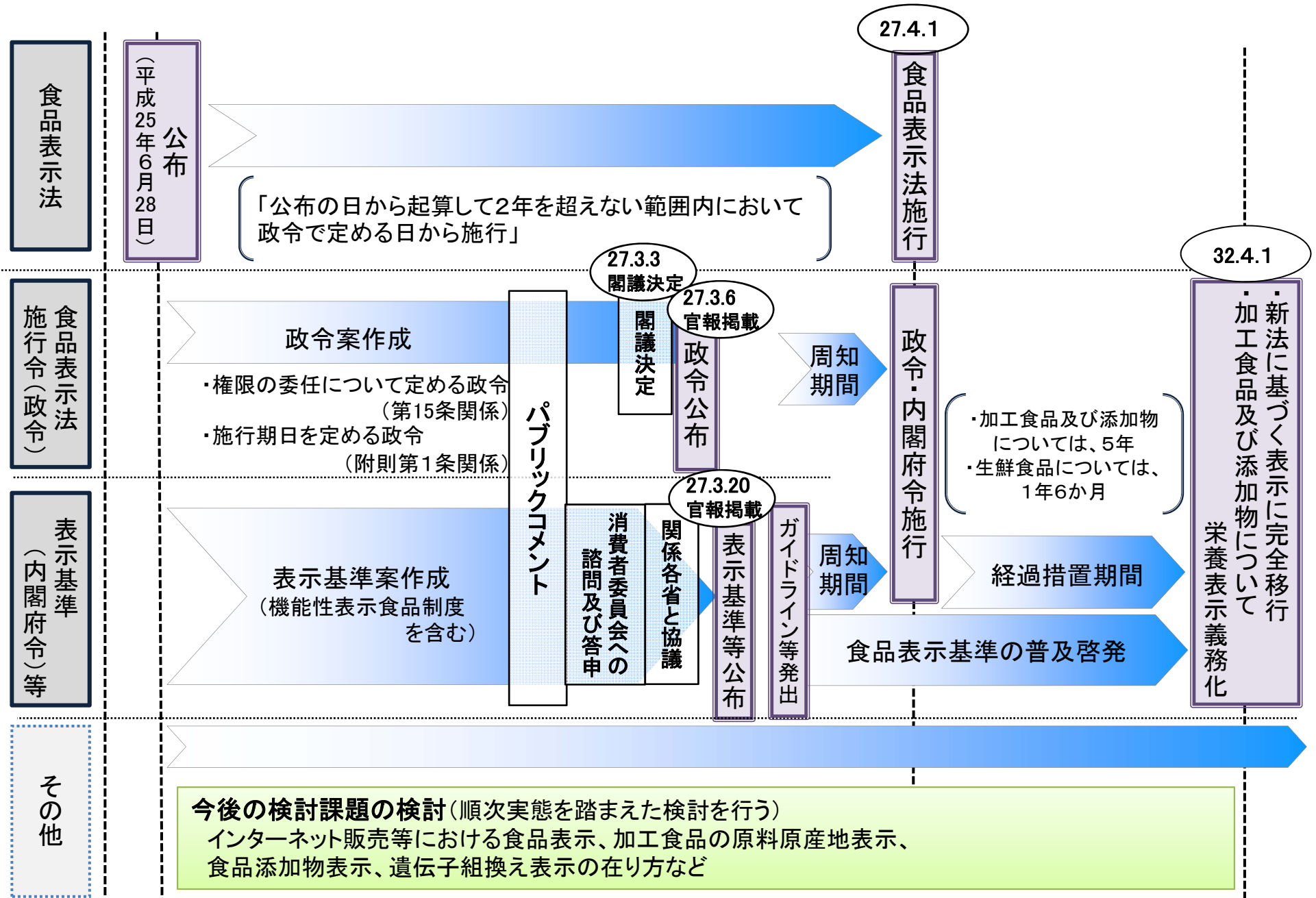
(参考)表示基準(内閣府令)の取扱い

- 表示基準の整理・統合は、内閣府令で規定
(法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)

【今後の検討課題】

- ・新たな食品表示制度について、消費者、事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図るとともに、インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示の在り方などの個別課題について順次実態を踏まえた検討を行う。
(消費者基本計画 平成27年3月24日閣議決定)

新食品表示制度の施行に関するタイムスケジュール

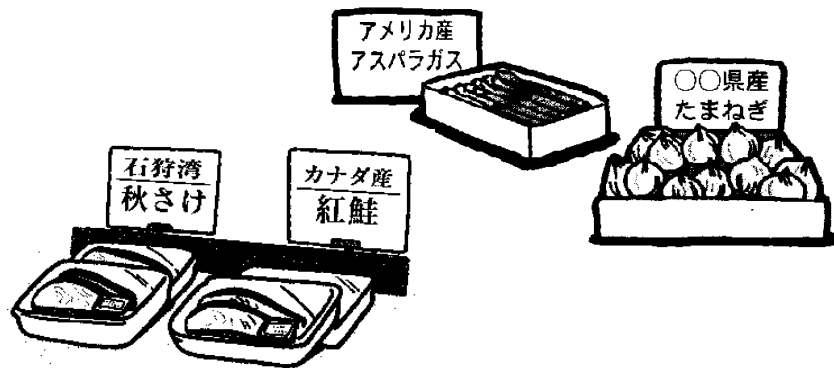


表示すべき主な事項

○ 食品表示法に基づく食品表示基準により、消費者が購入する食品に表示を義務付け

① 生鮮食品

名称、原産地



・ 容器包装又はポップに表示

② 加工食品

名称、保存の方法、消費期限又は賞味期限、原材料名、添加物、内容量、栄養成分表示、表示責任者、製造所等の所在地等
上記に加えて、一部の食品には、アレルギー、遺伝子組換え、原料原産地名、原産国名を表示

名 称 こいくちしょうゆ（本醸造）
 原材料名 大豆、小麦、食塩、・・・
 内 容 量 1リットル
 賞味期限 〇〇. 〇〇. 〇〇
 保存方法 直射日光を避け、常温で保存
 製 造 者 株式会社〇〇醤油
 東京都千代田区△△

栄養成分表示
大さじ1杯当たり

熱量	●●kcal
たんぱく質	▲.▲g
脂質	◆g
炭水化物	■.■g
食塩相当量	★.★g

・ 容器包装に表示

※このほかに、個々の品目の特性に応じて、表示すべき事項もある。

積み残された課題への対応

消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)(抜粋)

- 同法に基づく新たな食品表示制度について、消費者、事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図るとともに、インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示の在り方などの個別課題について順次実態を踏まえた検討を行う。
- 新たに施行される機能性表示食品制度については、施行状況の把握を行い、必要に応じて制度の見直しを行うとともに、残された検討課題※についても施行後速やかに検討に着手する。その際には、幅広い関係者の意見を十分活用するものとする。

※ 食事摂取基準に摂取基準が策定されている栄養成分(ビタミン・ミネラルなど)や、機能性関与成分が明確でないものの取扱いなど

加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会

検討項目

- (1) 現行の加工食品の原料原産地表示制度や取組の検証
- (2) 加工食品の原料原産地表示の拡大に向けた具体的な方策
- (3) その他

スケジュール

平成28年秋を目途に中間的な取りまとめを行う

構成員

池戸 重信	宮城大学 名誉教授(座長代理)
櫛 友彦	日本チェーンストア協会 食品委員会 委員
市川 まりこ	食のコミュニケーション円卓会議 代表
岩岡 宏保	一般社団法人全国消費者団体連絡会 共同代表
金井 健	全国農業協同組合中央会 常務理事
近藤 康二	公益社団法人中央畜産会 常務理事
齊藤 秀樹	公益財団法人全国老人クラブ連合会 常務理事
鈴木 忠	日本園芸農業協同組合連合会 専務理事
田熊 元彦	株式会社伊藤園 生産本部 副本部長 執行役員
武石 徹	一般財団法人食品産業センター 企画調査部 部長
竹内 淑恵	法政大学 経営学部 教授
富松 徹	味の素株式会社 品質保証部 品質保証推進グループ長
永田 裕子	公益社団法人全国消費生活相談員協会 食の研究会 副代表
長屋 信博	全国漁業協同組合連合会 代表理事専務
夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会 幹事
毛利 嘉宏	株式会社野菜くらぶ 専務取締役
森光 康次郎	お茶の水女子大学大学院 教授 (座長)

今後のスケジュール

28年1月

第1回(1月29日)

- 加工食品の原料原産地表示制度をめぐる事情
- 今後の進め方等について

第2回(3月1日)、第3回(3月31日)、第4回(4月27日)、第5回(6月13日)

- 過去の検討における論点・課題について
- 関係者ヒアリング(消費者、生産者、事業者)
- 各種調査結果の報告
- これまでの意見の取りまとめ

第6回以降

- 取りまとめに向けた議論

28年秋目途

中間的な取りまとめ

過去の検討における論点・課題

論点1 原料原産地表示の目的

- ・ 原料原産地表示は、消費者が食品を購入する際の合理的判断に資するために、消費者への正確な情報提供を行うもの。表示により安全を担保するものではない。

論点2 国際整合性

- ・ 国際的ルール（TBT協定、コーデックス規格）との関係。

論点3 表示対象品目

- ・ 平成13年の制度創設以来、加工食品の義務表示対象品目は随時増加。現在、22食品群と個別の4品目。

論点4 任意表示

- ・ 現在、義務表示とは別に、ガイドライン等に基づく自主的な表示も行われている。

論点5 表示の実行可能性

- ・ 食品事業者が表示を行う際の困難さや問題点。

【参考】 消費者基本計画、食料・農業・農村基本計画

消費者基本計画（抜粋） （平成27年3月24日閣議決定）

第4章 5年間で取り組むべき施策の内容 2 表示の充実と信頼の確保

(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

平成25年6月、従来の食品衛生法(昭和22年法律第233号)、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)及び健康増進法(平成14年法律第103号)に規定されていた食品の表示に関する規定を一元化する食品表示法が成立し、平成27年4月より施行することとしている。

同法に基づく新たな食品表示制度について、消費者、事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図るとともに、インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示の在り方などの個別課題について順次実態を踏まえた検討を行う。

(以下略)

食料・農業・農村基本計画（抜粋） （平成27年3月31日閣議決定）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保に関する施策

(1) 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

② 食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保

食品表示に関する規定を一元化した「食品表示法」(平成25年法律第70号)の下、関係府省の連携を強化して立入検査等の執行業務を実施するとともに、産地判別等への科学的な分析手法の活用等により、効果的かつ効率的な監視を実施し、食品表示の適正化を担保する。また、消費者が適切に食品を選択するための機会の確保や、消費者の需要に即した食品の生産の振興に資するよう、加工食品の原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する。

(以下略)

【参考】 総合的なTPP関連政策大綱(消費者庁施策関係部分抜粋)
(平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)

Ⅱ TPP関連政策の目標

3 分野別施策展開

(2)食の安全・安心

TPP協定により、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはないが、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適切に実施する。

- 原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う。

(4)その他

- ISDSをはじめとする国際紛争への対応強化、海外事業者とのトラブルに係る消費者支援、環境と貿易の両立を進める。

Ⅳ 政策大綱実現に向けた主要施策

3 分野別施策展開

(2)食の安全・安心

- 食品安全に関する情報提供等
(食品安全に関するリスクコミュニケーション、加工食品の原料原産地表示の拡大の検討)

【参考】 日本再興戦略2016、経済財政運営と改革の基本方針2016

日本再興戦略2016（抜粋） （平成28年6月2日閣議決定）

第2 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等

3. 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 国内バリューチェーンの連結

④ ブランド力を発揮するための環境整備等

・農林漁業者が、自らのブランド力を生かし、国内・国外の競合産地と適正に競争できるよう、また、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資するよう、原料原産地表示について、全ての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める。

（以下略）

経済財政運営と改革の基本方針2016（抜粋） ～600兆円経済への道筋～ （平成28年6月2日閣議決定）

第2章 成長と分配の好循環の実現

2. 成長戦略の加速等

(2) 新たな有望成長市場の創出・拡大

⑥ 攻めの農林水産業の展開

(略)また、成長産業化を一層進めるため、生産者の所得向上につながる生産資材(飼料、機械、肥料等)価格形成の仕組みの見直し、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立、全ての加工食品の原料原産地表示、チェックオフ制度の導入を検討する。

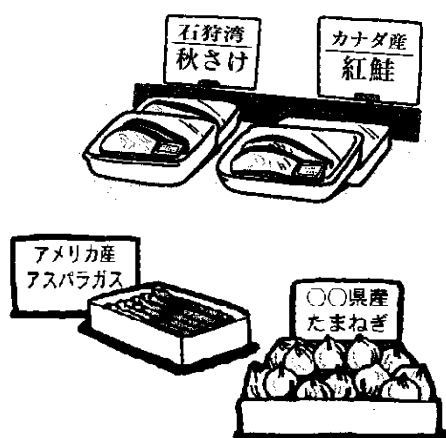
（以下略）

現行の食品の産地表示

- 食品表示法に基づく食品表示基準により、消費者が購入する食品に表示を義務付け。
- 生鮮食品には「原産地」を表示。加工食品については、国内製造品の一部には「原料原産地名」、輸入品は「原産国名」を表示。
- 外食については、産地表示を含め表示の義務付けがない。

生鮮食品 (義務表示事項)

名称、**原産地** 等



国内製造品にあつては、原産国名「国産」と表示する義務はない。

加工食品(義務表示事項)

名称、原材料名、添加物、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者名及び住所 等
上記に加えて、国内製造品の一部には、**原料原産地名**。輸入品には、**原産国名** 等

国内で製造したもの

輸入品

原料原産地表示の 義務があるもの

原料原産地表示の 義務がないもの

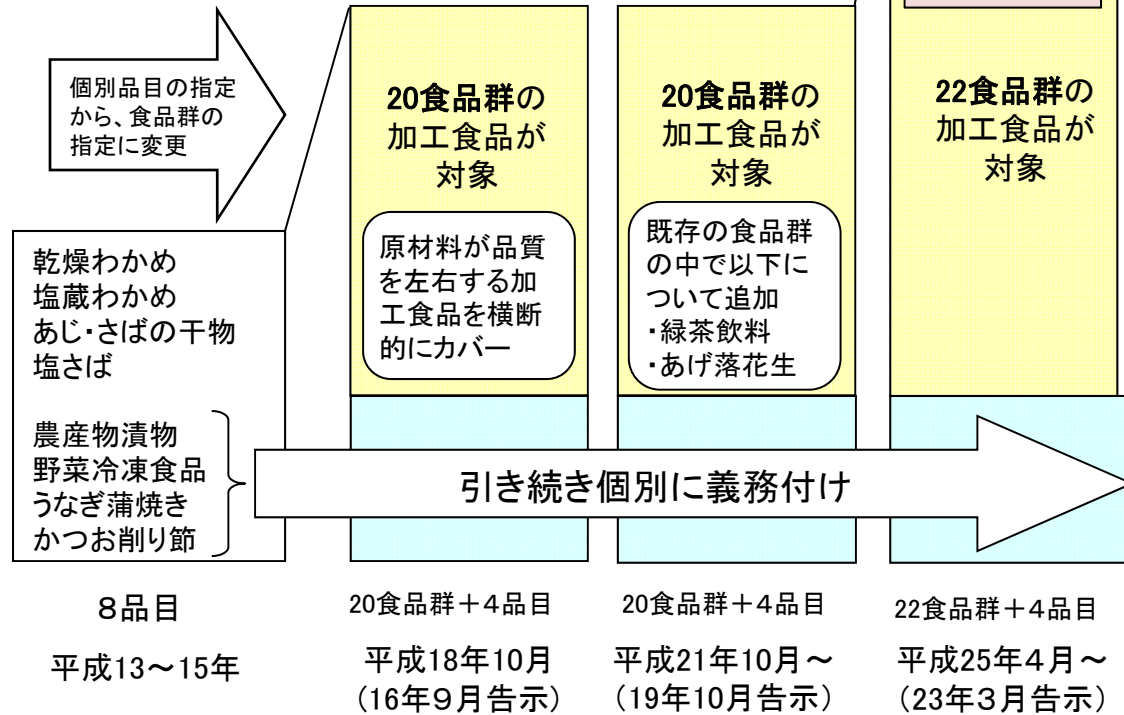
名 称 味付けカルビ
原 材 料 名 **牛肉(〇〇産)**、醤油、砂糖、
みりん、にんにく
調味料(アミノ酸等)
内 容 量 100g
賞 味 期 限 〇〇, 〇〇, 〇〇
保 存 方 法 要冷蔵、10℃以下に保存
製 造 者 株式会社〇〇
東京都千代田区△△

名 称 ぎょうざ
原 材 料 名 野菜(キャベツ、はくさい、に
ら、長ねぎ、しょうが、にんに
く)、豚肉、しょうゆ、でん粉、
砂糖、オイスターソース、ご
ま油、食塩、香辛料、皮(小
麦粉、でん粉、大豆油、粉末
状、植物性たん白、米粉、食
塩)
調味料(アミノ酸等)、乳化剤
内 容 量 560g
賞 味 期 限 平成〇〇年〇〇月〇〇日
保 存 方 法 直射日光・高温多湿をお避
けください。
製 造 者 株式会社〇〇
東京都千代田区△△

名 称 ぎょうざ
原 材 料 名 野菜(キャベツ、はくさい、に
ら、長ねぎ、しょうが、にんに
く)、豚肉、しょうゆ、でん粉、
砂糖、オイスターソース、ご
ま油、食塩、香辛料、皮(小
麦粉、でん粉、大豆油、粉末
状、植物性たん白、米粉、食
塩)
調味料(アミノ酸等)、乳化剤
内 容 量 560g
賞 味 期 限 平成〇〇年〇〇月〇〇日
保 存 方 法 直射日光・高温多湿をお避
けください。
原 産 国 名 **〇〇**
輸 入 者 株式会社〇〇
東京都千代田区△△

原料原産地表示対象品目拡大の推移

○ これまで、22食品群及び4品目に原料原産地表示が義務付けられている。



※22食品群

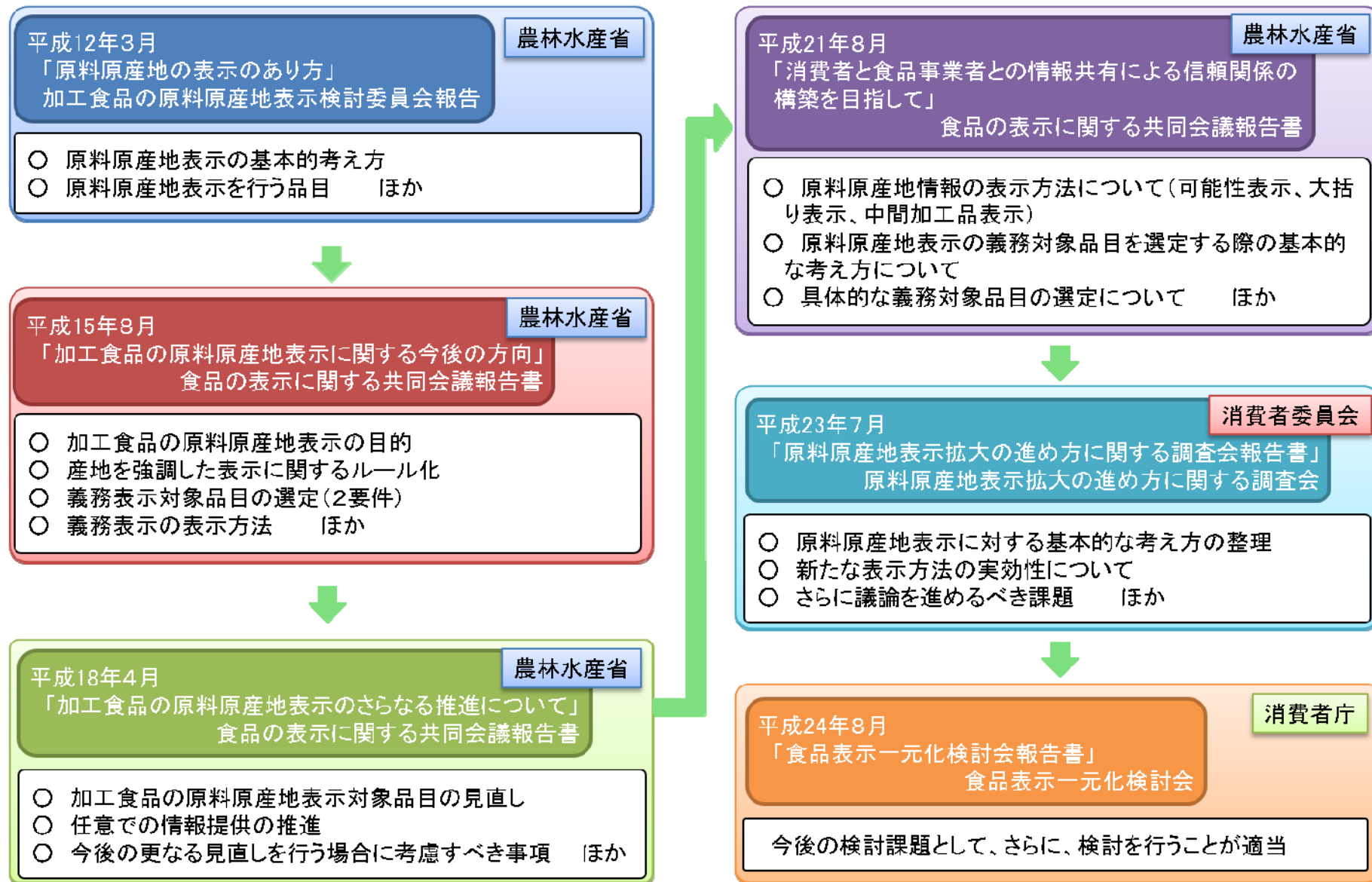
1. 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実
2. 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実
3. ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん
4. 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの
5. 緑茶及び緑茶飲料
(平成21年10月追加)
6. もち
7. いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
(平成21年10月追加)
8. 黒糖及び黒糖加工品 (平成25年4月追加)
9. こんにやく
10. 調味した食肉
11. ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵
12. 表面をあぶった食肉
13. フライ種として衣を付けた食肉
14. 合挽肉その他異種混合した食肉
15. 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類
16. 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
17. 調味した魚介類及び海藻類
18. こんぶ巻 (平成25年4月追加)
19. ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類
20. 表面をあぶった魚介類
21. フライ種として衣をつけた魚介類
22. 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの

※22食品群については、日本標準商品分類(総務省)の分類を参考に制定

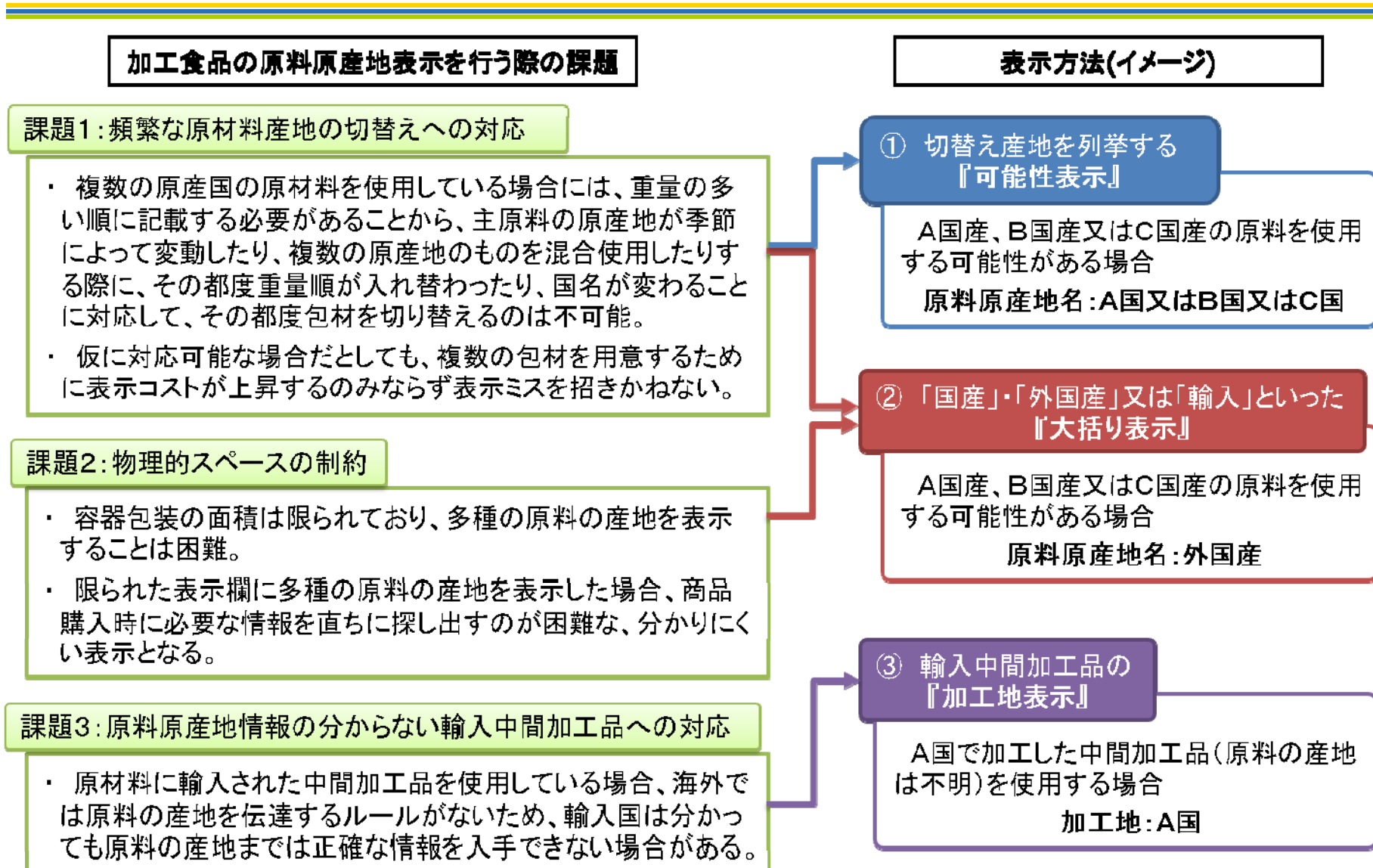
(義務対象品目の選定要件)

- ① 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目のうち、
- ② 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

【参考】これまでの原料原産地表示制度に関する検討会等(報告概要)



原料原産地表示を行う際の課題と表示方法



平成21年8月食品の表示に関する共同会議報告書「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して」を基に作成

1 原料原産地表示の意義①

- 原料原産地表示は、消費者の選択のための制度であり、消費者の知る権利の保障の観点から検討すべき。
- 消費者は表示による情報を信頼して食品を選択しており、消費者の自主的かつ合理的な選択のため、表示を拡大して情報を開示すべき。
- 義務化だけでなく、ウェブサイトの活用やお客様相談窓口での対応など事業者の自主的取組も進めて、実際に消費者が選択しやすくすべき。
- 義務化というとできないところも含めてだと難しい問題はあるが、できるところから始める事業者団体の努力も含めれば、一定程度の方向性は見えてくる。
- 原料原産地表示の拡大に伴うコスト増や、情報量過多などの消費者の不利益や、消費者ニーズについて考慮が必要。
- 表示がなくとも安価な海外からの農産物を利用した少しでも安い加工食品を必要としている消費者などへの配慮が必要。

1 原料原産地表示の意義②

- 生産者は高品質な農産物生産に取り組んでおり、その品質の良さを正確に情報提供して消費者に適正に判断して選択してもらえるようにするため、原料原産地表示は必要。
- 自主的に原料原産地を表示していても、他の商品で表示がなければ、消費者に合理的に選択してもらえない。消費者の合理的選択に資する観点から、義務化は必要。
- 自分が作った農畜水産物がどこでどういう形で売られているかがわかることは、生産者の生産意欲、モチベーションの上昇につながる。
- 正確な情報提供を行わないと風評被害が発生しやすいという生産実態への考慮が必要。
- 食の安全性の確保は、原料原産地表示制度と別の枠組みで担保すべき。
- 過剰な規制となって国内産業の空洞化、企業活動の萎縮・停滞、国産農水産物の販路縮小を招かないようにすべき。
- 中小企業も含めた食品産業全体がきちんと表示できる制度とすべき。
- 原産地表示違反には直罰規定が適用され、中小企業を含めた事業者には大きな影響を与えることに留意が必要。
- 実際に事業者の自主的努力により消費者への様々な情報開示が行われており、実際に表示が拡大して、消費者が選択しやすくなることが大事。

2 原料原産地表示の方法①

(1) 国別表示の方法

- 原料の原産国の頻繁な切替えがある場合にどう表示するのか、表示スペースの確保、包装材・原料管理の費用、消費者のコスト負担などの課題をクリアすることが必要。
- 単純な表示ミスを原因とした自主回収が増加し、食品ロスの問題を生じるおそれがある。

2 原料原産地表示の方法②

(2) 新たな表示方法(可能性表示、大括り表示、中間加工地表示)

- 事業者調査(第3回資料2)の結果を踏まえ、実行可能性について一步進んだ議論をすべき。
- 大括り表示については、技術的に難しい面はあるかもしれないが、実行可能性の確保につながる期待が持てる。
- 原料原産地表示は原料の重量が上位2位までにすべき。ただし、表示方法は国産品か輸入品かが区分されていればよい。また、大括り表示と併せて、ウェブサイト等で確認できる仕組みがあれば、消費者にとっても有用。
- 可能性表示については、使用していない国も表示されるため、消費者の誤認等につながるものであり反対。
- 大括り表示については、特定の国を知りたいというニーズに応えておらず、消費者の知りたい情報が疑問。
- 大括り表示については、「国内産・外国産」、「外国産・国内産」、「外国産」であっても頻繁な配合変更により表示変更はありえるため実行可能性は低い。国内産原材料の需要がかえって減少する可能性。
- 輸入中間加工品の生鮮原料の産地表示は、海外原材料メーカーが原料原産地情報を持たないことが多いため義務化は困難。
- 文字のポイントの拡大や商品への直接表示以外の方法(QRコードの活用等)についても検討すべき。

3 原料原産地表示の対象品目

- 消費者への的確な情報提供や事業者の公正な競争の確保のため、基本的に全品目を対象に検討すべき。
- 実行可能性は必要であるが、50%要件等を撤廃して、原則として全ての加工食品について原産地表示を義務付けることとした上で、例外を考えるべき。
- 現行の義務対象品目の選定要件である2要件は、分かりにくいいため見直しが必要。
- 品質要件を含め、現行2要件の基本的考え方は維持した上で、消費者の要望や実行可能性を考慮して拡大を検討すべき。
- おにぎり等の海苔は、消費者の関心が高く、実行可能性の面でも問題が少ないなどのことから、義務付けを行うべき。
- 冠食材の原料原産地表示を義務付けるべき。

4 その他

- 国際整合性にも配慮し、自由貿易を阻害する過度の国内規制とならないようにすべき。
- 事業者による自主的(任意)表示は、消費者の要望に柔軟に対応できる手法であり、検討を進めるべき。
- 任意表示だけで消費者の要望に十分応えられるのか疑問。
- 外食やインスタ加工などの表示義務付けも課題。
- 加工食品の原料原産地表示を担保するトレーサビリティを検討すべき。
- 国産の農畜水産物に対する消費者の認知度向上や国産品の利用拡大のため、現行の強調表示制度やインターネット等を活用した情報提供、GI制度の活用等の取組やブランド化を推進すべき。
- 生産者は、表示に頼らずに生産性を上げて、原料農畜水産物の安定的生産や品質向上を行うことが必要。
- 国産原料の供給量は不安定で、頻繁な表示変更が発生するおそれがある。
- 実行可能性については、実行できないからといって諦めるのではなく、いかに課題を乗り越えていくかを議論すべき。

機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会

検討項目

- (1) 栄養成分の取扱い
(食事摂取基準に摂取基準が策定されている栄養成分（ビタミン・ミネラルなど）の取扱い)
- (2) 機能性関与成分が明確でない食品の取扱い
- (3) その他

スケジュール

平成28年秋を目途に報告書の取りまとめを行う

構成員

赤松 利恵	お茶の水女子大学基幹研究院自然科学系教授
上原 明	日本OTC医薬品協会副会長
梅垣 敬三	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所情報センター長(座長代理)
合田 幸広	国立医薬品食品衛生研究所薬品部長
河野 康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長
迫 和子	公益社団法人日本栄養士会専務理事
佐々木 敏	東京大学大学院医学系研究科教授
澤木佐重子	公益社団法人全国消費生活相談員協会食の研究会代表
関口 洋一	一般社団法人健康食品産業協議会会長
田口 義明	名古屋経済大学教授、消費者問題研究所長
寺本 民生	帝京大学臨床研究センター長(座長)
戸部 依子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費生活研究所所長
宮島 和美	公益社団法人日本通信販売協会理事
宗像 守	日本チェーンドラッグストア協会事務総長
森田 満樹	消費生活コンサルタント
山本(前田)万里	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構食品研究部門 食品健康機能研究領域長
吉田 宗弘	関西大学化学生命工学部教授・学部長

今後のスケジュール

平成28年1月22日

第1回 ○機能性表示食品制度の概要と現状
○今後の検討事項等及び進め方

平成28年2月16日

第2回 論点の整理(栄養成分の取扱い、機能性関与成分が明確でないもの)

平成28年3月15日

第3回 ヒアリング

平成28年4月26日

第4回 機能性表示食品制度における栄養成分の取扱い<1>
・安全性の確保について①

平成28年5月26日

第5回 機能性関与成分が明確でないものの取扱い<1>
・機能性関与成分との関係等について

第6回 機能性表示食品制度における栄養成分の取扱い<2>

- ・安全性の確保について②
- ・機能性の表示について①

第7回 機能性関与成分が明確でないものの取扱い<2>

- ・安全性の確保について
- ・機能性の表示について

第8回 機能性表示食品制度における栄養成分の取扱い<3>

- ・機能性の表示について②
- ・食品表示制度としての国の関与

第9回 機能性関与成分が明確でないものの取扱い<3>

- ・機能性の表示について
- ・食品表示制度としての国の関与

平成28年 秋頃

第10回 報告書取りまとめ

機能性関与成分に関する規定①

食品表示基準（内閣府令）において、機能性関与成分について下記のとおり規定している。

○機能性表示食品の定義（第2条）

十 **機能性表示食品** 疾病に罹患していない者（未成年、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的（疾病リスクの低減に係るものを除く。）が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品（特別用途食品（健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項に基づく許可又は同法第29条第1項に基づく承認を受け、特別の用途に適する旨の表示をする食品をいう。）、栄養機能食品、アルコールを含有する飲料及び国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第11条第2項で定める栄養素の過剰な摂取につながる食品を除く。）であって、当該食品に関する表示の内容、食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を販売日の60日前までに消費者庁長官に届け出たものをいう。

○表示事項

科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性

○表示禁止事項

別表第九の第一欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語

＜別表第九の第一欄に掲げる栄養成分＞

たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類（単糖類または二糖類であって、糖アルコールでないものに限る）、食物繊維、亜鉛、カリウム、カルシウム、クコム、セレン、鉄、銅、ナトリウム、マグネシウム、マンガン、モリブデン、ヨウ素、リン、アミノ酸、パントテン酸、ゴイチン、ビタミンA、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK、葉酸

消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定) (抜粋)

新たに施行される機能性表示食品制度については、施行状況の把握を行い、必要に応じて制度の見直しを行うとともに、残された検討課題についても施行後速やかに検討に着手する。その際には、幅広い関係者の意見を十分活用するものとする。

食品の新たな機能性表示制度に関する検討会報告書(抜粋) 平成26年7月30日

- 厚生労働大臣が定める食事摂取基準において摂取基準が策定されている栄養成分について、新制度の対象とすべきとの意見もある。これについては、我が国の健康・栄養政策は食事摂取基準を基本に展開されているため、食事摂取基準と異なる成分量及び機能で消費者への摂取を推進すると、健康・栄養政策との整合が図られなくなるおそれがある。したがって、このような栄養成分を新制度の対象とすることについては、今後更に慎重な検討が必要である。
- 機能性関与成分が明確ではないものについても、適切な品質管理、品質保証が行われていることを条件に機能性表示を可能とすべきとの意見もあるが、安全性及び機能性を担保するとともに販売後の監視を可能とする観点から、このような成分の取扱いについては、制度の運用状況を踏まえ検討することが適当である。

食品の機能性表示制度(食品表示法施行後)

食品

医薬品

健康食品を始めとする加工食品
農林水産物

「いわゆる
健康食品」

【特定保健用食品】 個別審査型

保健の機能の表示ができる

(例) おなかの調子を整えます。



食物繊維
オリゴ糖
他

【栄養機能食品】 規格基準型

栄養成分の機能の表示ができる

(例) カルシウムは骨や歯の形成に
必要な栄養素です。

ビタミン
ミネラル 等

【機能性表示食品】 事前届出制

企業等の責任において
保健の機能の表示ができる
(疾病リスク低減表示を除く)

・医療用医薬品
・一般用医薬品

医薬部外品

機能性表示食品制度の基本的な考え方

従前の課題

【栄養機能食品】

栄養成分に限定されている。

【特定保健用食品】

食品ごとに有効性や安全性に係るヒト試験が必須であるため、許可手続に時間と費用が掛かる。
→中小事業者にはハードルが高い。

規制改革実施計画及び日本再興戦略 (平成25年 6月14日閣議決定)

- 加工食品及び農林水産物について、**企業等の責任で科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策**を検討、平成27年3月末までに実施
- 検討に当たっては、**米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考**
- 安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭

【特定保健用食品(トクホ)の仕組み】

事前個別許可制度

- ・一つ一つの食品ごとに事前許可を受ける

ヒト試験が必須

- ・費用と時間の負担

生鮮食品の実績はなし

- ・既許可品は加工食品のみ

【新制度の基本的な考え方】

「事後チェック制度」を導入

＜導入のためのポイント＞

- ① 安全性の確保(十分な食経験があること)
- ② 機能性の科学的根拠の明確化
- ③ 届出制による事業者把握、事故情報収集、買上調査・収去試験

「文献評価(システマティックレビュー)」も認める

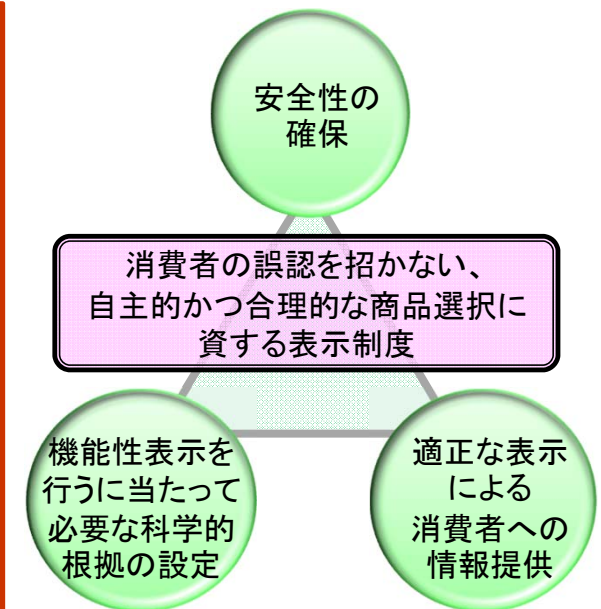
事業者自らのヒト試験実施は不要

表示ルールを作成(特定保健用食品とほぼ同様)

「国が評価したものでない」旨を明記。
※医薬品と誤認される表示は新制度でも不可

「生鮮食品」でも表示を実現

事後チェック制度の下で、生鮮食品についても機能性表示が実現(外国にも例がない取組)



機能性表示食品の届出状況について

公表の状況

※平成28年6月20日時点

1) 公表件数 311件

2) 食品形態別公表件数

サプリメント形状の加工食品 148件

その他加工食品 160件

生鮮食品 3件

3) 届出者の所在地

東京、大阪、愛知 203件

(東京128件、大阪49件、愛知26件)

上記以外 108件

北海道7件、山形1件、群馬4件、埼玉3件、千葉3件、神奈川9件、新潟3件、富山3件、山梨1件、長野2件、岐阜2件、静岡4件、京都8件、兵庫11件、鳥取3件、岡山3件、広島1件、愛媛1件、福岡36件、熊本1件、鹿児島2件

食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会

検討項目

購入時に食品自体が遠隔地にある場合、消費者は当該食品を手にとってその表示を確認することができないことなどの事情を踏まえ、インターネット販売に係る情報に関する次の事項を検討

- (1) 必要な情報の内容
- (2) 必要な情報提供の方法
- (3) 情報提供の促進のための方策
- (4) その他




スケジュール

平成28年秋頃を目途に取りまとめを行う

構成員

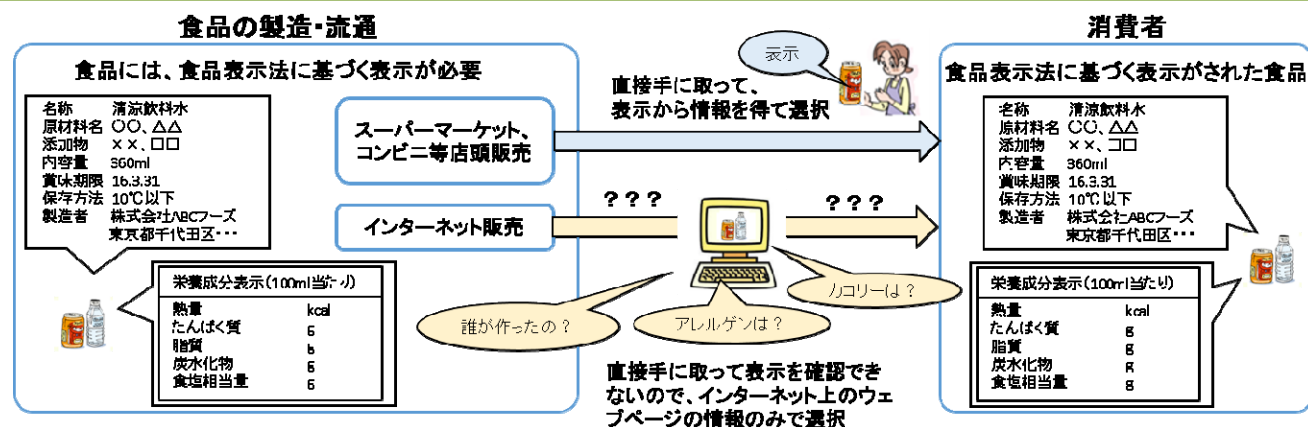
片岡 康子	一般社団法人新経済連盟事務局
岸 克樹	日本チェーンストア協会食品委員会委員
小柳 輝	アジアインターネット日本連盟
斉藤 剛	株式会社高島屋クロスメディア事業部総務部部長
迫 和子	公益社団法人日本栄養士会専務理事(座長代理)
笹川 博子	日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部本部長
澤木 佐重子	公益社団法人全国消費生活相談員協会食の研究会代表
武石 徹	一般財団法人食品産業センター企画調査部部長
竹内 淑恵	法政大学経営学部教授
松岡 萬里野	一般財団法人日本消費者協会理事長
丸山 正博	明治学院大学経済学部教授
森田 満樹	消費生活コンサルタント
湯川 剛一郎	東京海洋大学先端科学技術研究センター教授(座長)

食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会スケジュール

平成27年12月4日	第1回	検討内容の決定、今後のスケジュール等
平成28年1月26日	第2回	 事業者ヒアリング
平成28年3月9日	第3回	
平成28年3月30日	第4回	
平成28年4月28日	第5回	消費者ヒアリング
平成28年5月24日	第6回	事業に関わっている委員からのヒアリング
	第7回	 アンケート結果の提示・解析・議論 <検討テーマ> ・必要な情報の内容 ・必要な情報提供の方法
	第8回	
	第9回	 取りまとめのための議論
	第10回	
平成28年秋頃		報告書公表

食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会開催の背景

- ◆ 「インターネット販売の取扱い」は、「食品表示一元化検討会報告書」(平成24年8月9日公表)において、専門的な検討の場を別途設け、引き続き検討すべき課題とされ、消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)においても実態を踏まえた検討を行うべき個別課題として検討を行うこととされている。
- ◆ 新たな食品表示制度では、食品表示法の目的である、食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保を図るため、従来より食品ラベルの情報を充実させたところ。
- ◆ 一方で、消費者がインターネットを通じて食品を購入する際、食品を直接手に取ることができず、ウェブページでしか情報を確認できない。そのため、食品表示に関する情報が必ずしも消費者に対して伝達されていない場合もある。
- ◆ 食品のインターネット販売は、近年、その利用が急増、今後も成長が見込まれる業態であるところ、消費者の利用も一層増えることが見込まれる。このため、新たな食品表示制度の開始に当たり、その情報提供の在り方について検討を行う必要がある。



3. 懇談会の検討対象

検討対象

インターネット販売とは、一般的にインターネット上でデジタル情報の双方向性^(注)を確保しつつ、商品を売主と買主が非対面で売買する販売形態をいい、以下のものが該当する。

(注)企業などから発信される情報を消費者等が受信するだけでなく、消費者などがインターネット等を通じて情報を発信・収集し、受信者と発信者が双方向で情報をやりとりできること。

①	宅配	実際の店舗を構えず、通信販売でのみ販売する業態のもの。
②	ネットスーパー	実際の店舗を構えている小売業者が、インターネット上でも販売を行っている業態のもの。
③	お取り寄せ	食品を生産、製造又は加工する事業者が、インターネット上で中間流通業者を介さずに販売を行う業態のもの。
④	ネットモール	運営者がインターネット上の1つのサイトに、複数の出店者を募って販売させる仮想市場のこと。

なお、本懇談会においては、食品におけるインターネット販売について検討を行う。

※インターネット上のウェブページは広告として取り扱われており、広告を対象とする景品表示法等で規制されているところ。本懇談会は、この現在の規制枠組みの下で検討を行うものである。